

焦点

町行政執行方針

教育行政執行方針

町内学校転入職員紹介

OKOPPE ベースボールクラブ 全国大会ベスト8!!

町税の未納はありませんか？



No.742

2023年7月号

広報

おこっぺ

令和5年度 町行政執行方針



本日、令和5年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中ご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、令和5年度から8年度までの6期目の町政執行方針を申し上げ、議員各位と町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私は、この度の町長選挙において町民皆様のご理解をいただき無投票当選にて6期目の町長の重責を担わせていただくことになりました。

これまで5期20年間の前半の10年間は市町村合併を選択せず財政再建に邁進し、後半の10年間で懸案でありました国保病院・バイオガスプラント・中学校の統合改築などの事業を進めてまいりました。また、自治会活動の独立性推進をはじめ、住民の生命財産を守る救命救急の充実と医療体制並びに環境整備、少子化に伴う保育・教育環境の整備、そして基幹産業である漁業にとって欠かすことの出来

ない漁港改修事業、酪農の生産体制と担い手研修施設の整備事業、一般社団法人おこっぺ町観光協会を設立し、観光並びにふるさと応援寄附金事業の推進、家畜ふん尿のバイオガス発電からメタノール・ギ酸の製造、さらには脱炭素への取り組み等、厳しい財政状況には変わりありませんが、町民皆様のご協力をいただきながら財政調整基金などの基金増額に務めるとともに、起債については極力有利な過疎債などの活用を図るなど、町政の執行に努めてきたところであります。

しかし、令和2年1月28日道内において中国・武漢市から来道していた女性から新型コロナウイルスへの感染が初めて確認されて以降、3年余りの間に国内で8度におよぶ蔓延流行が発生したことから、長期間にわたっての人流抑制が必要となりました。当時、道内は中国を主体としたインバウンド観光が全盛であり人流抑制は北海道経済並びに道民の生活を揺るがすもの

となりました。

歴史を振り返れば人類は幾度となくウイルスと闘い、多くの犠牲者を出しています。仏教が日本に伝来した時期、キリスト教が伝来した時期など、四方を海に囲まれた日本のような島国や途上国では海外から大勢の人的交流が生まれた時に原因不明の疫病が発生したと言われていますが、現在ではこれはウイルス感染症であったと言われています。最も被害が多く全世界に広まったのがスペイン風邪ですが、これは第一次世界大戦により広まったとも言われています。この様にウイルス感染症が一度猛威を振るうと終息にはかなりの年月がかかることは歴史が証明しています。今回はmRNA（メッセンジャー・アール・エヌ・エー）ワクチンの開発により短期間でワクチン製造が可能となり、多くの感染者が救われたことは幸運でした。しかし、新型コロナウイルス感染症も現在第9波が来ているとも言われていますので、5月



8日から感染症法上の位置付けが5類に引き下げられましたが、今後も終息するまでワクチン接種や感染対策を怠る事は出来ないと考えておりますので、適切な対応を図ってまいります。

一方、昨年2月24日に始まったロシアのウクライナ侵攻は終わりが見えず、中国・インドなどの経済成長により世界情勢は大きく変わろうとしています。新型コロナウィルスの感染が拡大し始めたころ、マスクの不足が深刻な問題となり、本町でも独自のルートで購入し町民の皆様配布いたしました。このマスクの大半が海外で製造されていることに改めて驚いたものでした。今の日本は、原料だけでなく、あらゆる産物や製品を世界各国から輸入する国となっている事実が驚くとともに、それでも食糧の増産体制をとらず、生乳・米・ビート等の僅かな生産すら抑制しようとしているこの国の有り様に大きな疑問を持たざるを得ません。さて、コロナ禍に加えウクライナ侵略戦争により日本の円安が進み、ホタテ貝などの輸産業には追い風となり、水産業においては

昨年度過去最高の販売額となりました。一方、酪農業においては海外から輸入する飼料・肥料・生産資材・燃油の高騰と乳牛販売価格の大暴落が重なり、昨年度は過去に例を見ない赤字決算となりました。さらに5年度は減産となるため、乳価改定の効果も薄く引き続き厳しい経営状況が想定されます。

今日、北海道の酪農畜産の生産額は農業総生産額の6割を占めるまでに成長しています。365日売り上げのある農業として道内の乳業工場をはじめとする関連産業や物流等、北海道経済への影響力はとて大きくなっています。生乳の全国消費量は約1,234万トンですが、国内生産量は765万トン、このうち道内生産量は431万トンとなっており、不足する約469万トンの大半をチーズの形で輸入し需要を補っています。これまで本州で不足する飲用乳を道内から約91万トン移出していますが、現在では消費の低迷から加工用と飲用向け共に余っている状態のため、搾乳牛の淘汰など生産調整を行っています。本来469万トンも不足する生産量

なのですからできるだけ輸入の抑制と輸出拡大への取り組みが不可欠と考え、今年3月24日には道庁と北海道町村会が連携して国に対し強く要望いたしました。

アジアを中心に世界の人口は増加するなか、6割以上の食料を海外に依存することが今後也有可能なのか、自給率200%を超えることの価値を北海道は国に強く発信すべき時であると思います。

一方、水産業ではサケ・ニシン等の資源回復は見られませんが、毛ガニ・マス・スケソウダラなど他の魚種は総じて不漁傾向と言えます。イワシやブリなど南方系の魚種が増えたことから、昨年は全道の漁獲量は増えましたが、最盛期の三分の一にすぎません。円安の恩恵を受けているホタテ貝の輸出が順調なことで生産額が保たれている状況です。今後もホタテ・サケの安定した生産や加工に加え、新たな養殖技術の構築は町にとっても大きな課題であると考えます。

生用宿舎の建設も検討されています。水産業に限らず全ての産業で今後の担い手不足が大きな課題となっています。役場や農協の事務・技術職員をはじめ、建設・土木・福祉・商店の従業員など様々な職種においてこれからの担い手確保は大きな課題であります。大学生のインターンシップ事業、或いは海外研修生の雇用に力点を置いた施策の検討が必要と考えます。特に海外研修生制度は令和6年度に向けて法改正もあることから、農協・商工会をはじめ関係団体との協議の場をつくり、町全体で担い手の確保に向けた取り組みを進めてまいります。また、昨年度から西

紋別地区町村会（事務局・興部町）が事業主体となり、道費補助を受け「北海道西紋別地域専門人材確保プロジェクト」を立ち上げ、自治体で不足している看護師・保健師・建築技師などの専門人材を確保するため、4町村が協力して募集Webサイトの制作や現地相談会を開催するなどの活動を行っていますので、この事業との連携・協働による取り組みについても検討してまいります。

人口減少対策

人口減少は国全体の問題であり、東京都や札幌市においても減少に転じ始めました。本町の人口は4年前の3、770人から、今年4月で3、557人と213人の減少となりました。これはコロナ禍で出生数がこの2年間落ち込んでいることも影響していると考えられますが、総合計画の推計値である令和7年3、488人、令和9年3、384人を上回るような様々な角度から人口増加につながる施策、特に若い世代の就業人口増を目指し努力してまいります。

おこっぺ町観光協会

平成29年5月に一般社団法人としてスタートしました。おこっぺ町観光協会は、これまであまり施策に反映されてこなかった興部町の観光事業を創生してもらおうことを目的に、これまで運営費の補助を行うとともに、安定した運営財源を確保するため、道の駅・アニエウの管理委託、さらにはふるさと応援寄附金事業の運営管理を委託

し、町内の関係事業所との調整や応援寄附金の増額を目標に取り組んでまいりました。令和3年度5億5千万円、令和4年度6億9千万円、そして今年度は8億円を目標にしています。コロナ禍が終息しつつあることから、夏まつりをはじめ各種イベントなども開催するとともに、これまで検討してきました興部型観光事業への取り組みを進めてまいります。

また、令和3年度から興部高校生による商品開発を観光協会と高校が連携して、地元企業と共に新商品の開発に取り組んできました。これまで昆布を練り込んだラーメンなどの開発を行い、食のSDGsアクションングランプリにも出場するなど魅力ある興部高校づくりを応援してきましたが、今年からは全学年を対象に事業を展開してまいります。

以前から検討していました道の駅の改修と観光協会の事務所については、民間事業所の協力もいただき食料品や特産品の販売などを含めた複合施設としての整備を検討したいと考えていますので、商工会等のご意見もお伺いしながら進めてまいります。

バイオマス事業

本町は平成26年3月にバイオマス産産都市に認定され、平成28年11月には北興地区に町営のバイオガスプラントを建設し、町内6戸の酪農家のふん尿を受け入れ6年が経過しました。この間、地球温暖化の課題は刻々と変化し「脱炭素」が今や大きなキーワードになってまいりました。しかし、今日の私たちの生活には灯油・ガソリンなど原油を精製したものの、電気のように燃料として消費されるもの、プラスチック・衣類など加工製造されたもの等々、私たちの身の回りには石油由来のものが数多く存在しており、これなしには生活ができないほど、石油の恩恵を受けた社会に暮らしているのです。しかし、北海道は森林や植物が多く、これらの二酸化炭素吸収量は相当な量ではないかと言う意見もあります。昨年、北海道大学と町や様々な企業などで構成する研究室において、本町における温室効果ガスの排出・吸収量についての調査を行った結果、意外な課題が浮き彫りになりました。

それは温室効果ガスには二酸化炭素だけでなく、メタンも大きく影響し、二酸化炭素の25倍の影響があると言うものです。このメタンを排出するのが反芻動物で、本町の酪農で飼育する1万3千頭余りの乳牛等から排出されるゲップから出るメタンガスの量はとても多く、森林だけでは吸収しきれないほどの温室効果ガスが生み出されていることが判りました。この事を踏まえ「ゼロカーボンプロジェクト事業」では、町として取り組むべき方向性や目標の策定を北海道大学のご協力をいただきながら進めてまいります。

また、これまで河川立木等を伐採し廃棄している木材などの活用を検討してまいりました。町有林の伐採においても根元部分などの処理はバイオマス発電所などで燃料材として活用していますが、今後は森林環境譲与税を財源として、公共施設等への木質バイオマスボイラーの導入を検討してまいります。

手続きの変更が必要なため一時中止してりましたが、この程手続き等が完了しましたので、今後、道の駅などでの販売を再開いたします。また、この消化液の水分を除去した再生敷料をプラントで生産していますが、これを活用したマッシュルーム栽培の調査研究を北海道林産試験場と進めてまいります。

広域ごみ処理がスタートするに当たって、生ごみをバイオガスプラントで処理するため、町民の皆さんに生ごみの分別回収のご協力をいただき、環境省の事業を活用して生ごみ自動処理機を導入し、現在に至っています。しかしながら、生ごみを袋に入れて出す方法では公営住宅などで臭いの問題もあることから、デイスポージャーの導入支援を行い、現在では300世帯で利用されています。また、きらり、給食センター、病院などにも設置されていますが、専門家の調査では普及率が日本一とのことであり、本一とのことでありますので、今後も合併浄化槽の普及と併せて導入を進めてまいります。

ライフライン整備と水道・工業・土木建設

町内には廃校となっている小学校が4校あります。この施設のうち教員住宅は酪農従事者の雇用住宅として活用していますが、校舎・体育館などは未活用のままです。敷地については教育委員会や草刈り等の一定の管理を行っています。この学校施設の活用については以前から論議のあるところではありますが、町としては施設等の有効活用を図るため、企業に対するPR活動や相談窓口の設置などを行ってまいります。

昨年12月23日、湿った雪が大雪・吹雪模様となったことにより、紋別市内にある送電用鉄塔が倒壊し、停電となる災害が発生しました。これまでも本町では平成10年9月の大雨洪水、16年1月の大雪、同年9月の爆弾低気圧による強風など様々な災害を経験しています。しかし、昨年12月の雪の被害は停電だけではなく、光ファイバーや電話線の断線などが相次ぎ発生し、テレビ・インターネット・電話などへの影響もあり、全ての復旧にはかなりの時間を要し



ました。技能実習生からは「クリスマスや新年に遠く離れた家族と電話で話が出来るのが辛かった。」などのお話を聞きました。これまでに経験したことのない災害の形でありましたので、町としても対策についての検討を進めてまいります。また、津波が発生した場合、国道238号線秋里地区入口付近は海抜が低く通行できないことが想定されることから、迂回路として興部秋里間の道路改良事業を進めています。一部の地権者と用地買収が難航していましたが、本年1月に解決しましたので、用地確定測量をはじめ道路および藻興部川に架かる佃橋の架け替え等の改築事業を進めてまいります。

これまで幾度となく災害などによる大規模な断水がありました。特に水を大量に使用する酪農家の殆んどが町の水道を利用しており、また防火用水や災害時の備えからも水道は重要であります。農村地域における水道は、これまで営農飲雑用水道として整備してきましたが、秋里地区では箇所不明の漏水が年々増えている状況にあるため、新たに道営農村整備事業として水

道施設を整備する方向で北海道と協議を進めています。

国が推進する橋梁の長寿命化事業は、現在三回り目の橋梁点検作業を行っており、道路も同様であります。豪雨や大雪などによる橋梁や道路への影響は想像以上に大きく、安全性を確保するためにも改良工事を急ぎたいところではありますが、国の予算も益々厳しい状況が予想されますので、計画的に整備を図るため、北海道と協議をしながら事業を進めてまいります。

人口減少の箇所でも申し上げましたが、就業人口の増を目指すためには、若い世代の定住が何よりも重要であります。そのためには住環境の整備が必要となりますので、これまで町では建設費の2分の1の範囲内で一戸当たりの上限500万円を支援する民間賃貸住宅の建設を推進し、48戸分を建設していただき、公営住宅5戸と合わせて53戸が整備されました。しかし、さらに建設を希望する団体や企業からの声もあり、また役場職員の住宅も老朽化しているのが現状でありますので、これまで進めてきました民間賃

貸住宅の建設事業は一旦終了し、再度新たな考え方で住宅整備を進めてまいります。

住宅整備と併せて公共下水道の計画的改修は、快適な生活に欠かすことの出来ない事業であり、ディスプレイの推進とも関連いたします。特に終末処理場の改修や機械および電気設備の更新は、施設の維持管理上においても不可欠なことから、計画的に改修・更新事業を進めてまいります。

農業施策

酪農においては、冒頭申し上げましたように厳しい経営状況が続いていますが、個体販売価格も改善しつつあり、

脱脂粉乳の在庫量も10万トンから8万トンまで減少し、逆にバター品の品薄が危惧されるなど状況は改善されつつありますが、年明けから乳製品の値上げが続いており消費の動向が気になるところであります。今年3月に町と農協で北海道に要請しましたクラスター事業など大型借入れに対する資金対策は、政策金融公庫と農協で協議が進められた結果、償還の猶予が可能とな

りました。

また、農林水産省が3月に打ち出した「畜産・酪農緊急対策パッケージ」をはじめ、5月には道庁も補正予算に飼料高騰対策を再度実施することから、これら対策の効果や経営状況を注視し、町としてもできるだけ離農者が出ないように対応してまいります。

また、高騰する輸入飼料などの対策としても、粗飼料の増産は急務であると考えます。このため草地整備事業および家畜用トウモロコシの栽培面積の拡大、さらには実採り用トウモロコシの栽培試験などを支援してまいります。

水産業施策

水産業においては、平成25年度から始まりました沙留漁港改修整備事業は令和9年度までの予定で進められていますが、今後は東護岸および屋根付き岸壁の新設をはじめ、漁組が事業主体で整備する荷捌き場の新設も

予定されており、町としても基金の活用などにより事業の推進を支援してまいります。また、興部漁港では、昨年度から北海道により老朽化し

た岸壁などの改修事業が進められています。

林業施策

林業においてはゼロカーボン推進の観点、さらには森林環境税の課税が始まることから計画的整備や管理が求められていますが、民有林では不在地主の林地で再整備を行わない伐採が昨今は目立っています。町有林では伐期を迎えた林地が多いことから計画的伐採と植林、さらには育林作業について、森林組合と協議のうえ実施してまいります。令和6年度以降に林業専用道整備事業を豊畑・富丘地区での実施に向けて、北海道との協議を進めます。

また、豊畑部分林組合所有山林の整備を進めるとともに、要望があります組合解散についての協議を行ってまいります。

商工業施策

商工業においては、人口減少やコロナ禍の影響が大きくなる一層厳しい状況下にありますが、町が支援する「小規模事業者開業支援補助金」を活用

し開業する事業者が増えています。また商工会が取り組むチャレンジショップ事業を経て開業した店舗等、新しい形での起業が増えていることは嬉しい限りであります。今後も、商工会が取り組む持続的経営力発展事業などと連携し、旧店舗の活用や子育て世代が集える場所の提供などの施策を応援してまいります。

また、町内に支店や営業所を構える企業においては、昨今雇用が厳しいこともあり事業所の統廃合が見られるようになりました。これまでも自動車販売店・作業機械リース会社などが撤退しており、本年12月には農機具販売店の撤退も決まっています。しかしながら、町ではこれらの情報を早い段階で入手することが難しいため対処できていないのが現状でした。今後は、これら事業所の情報収集並びに相談業務を商工会等の関係団体との連携により、企業誘致も含めて対応できる体制づくりを進めます。

この様な企業の中でも雪印メグミルク興部工場は最も大きな企業であり、独身寮の改築、旧脱脂粉乳製造棟の撤去、浄水場の整備と次々に改

修事業を進めています。しかし、町内の生乳生産量は6万5千トンあるのですが、残念ながら興部工場は練乳生産工場のため、他の工場への転送が主となっています。町としては引き続き練乳以外の生産ラインの新設に向けて、粘り強く要請を進めてまいります。

保健・医療・福祉施策

町民が安心して働き生活を営むためには保健・医療・福祉施策は重要であります。なかでも医療や介護の対象にならないための予防事業は特に重要と考え、生活習慣病の発症が多くなる40歳からの特定健康診査を推進してまいります。特定健診未受診者への受診勧奨事業や、定期通院中の方の情報提供や職場健診、人間ドック受診者からの情報提供をもって特定健診とみなす「みなし健診」の推奨により、受診率は36%と徐々に向上はしておりますが、まだまだ低い状況です。この受診率アップの効果は、一つ目として、住民の疾病の早期発見予防に繋がる。二つ目として、保健師がより多くの住民の健

診データを把握することで、効果的な保健事業の実施が可能となる。三つ目に医療費の引き下げに繋がるなど、大きく三つの効果が期待できるものであります。特に三点目は、国民健康保険事業が北海道全体の広域保険事業となりましたので、この特定健診受診率の向上は医療費の保険者負担の軽減に繋がり、ひいては町民皆様の負担軽減にも繋がる制度になっていくのです。町としましては、脳ドックなど他の検診事業についてもこれまで同様に実施しますが、基本はこの特定健診でありますので、より多くの町民皆様が受診されますよう声掛けをさせていただきます。

コロナ禍の影響もあって出産数がこの2年間減少しています。今後の状況を見なければ判りませんが、国を挙げて少子化対策を進めることになりそうです。町としても積極的に対応してまいります。特に産科病院が近くにないことから検診などに時間や費用が掛かりますが、引き続き支援を行い、出産後も育児に悩む親のケア等少しでも安心して生み育てられる環境を整備するため、新たに「子育て世帯包括支援センター」をさらに

内に設置し、取り組んでまいります。

医療につきましては、国保病院を中心に紋別・遠軽・名寄の2次医療機関と連携しながら、患者の状況に応じた適切な医療体制を進めてまいります。コロナ禍によりワクチン接種業務もあり外来診療などに支障が出ていますが、今後も2名の常勤医師の配置を念頭に策定しました「病院経営強化プラン」に基づき、診療体制の工夫と充実を図り、厳しい状況にある病院経営の改善を進めてまいります。また、内科医が不足する広域紋別病院では、5市町村と民間病院が連携して新たな広域医療連携推進法人を立ち上げ、札幌医科大学からの医師派遣および医師研修事業を令和6年度から始める予定でありますので、さらなる2次医療の充実を図りたいと考えています。

障がいを持つて生まれた方、また、事故や病気のため障がい者となった方に対しましては、本人はもちろんのこと、ご家族も安心して暮らせるよう対応してまいります。特に町内には受け皿となる施設等がありませんので、関係施設や医療機関なども連携しながら状況の把握やご家族

の相談等に努めてまいります。また、近年は言葉の遅れなども増えておりますので、西紋こども発達支援センター等とも緊密に連携しながら対応してまいります。

高齢者単独で暮らす世帯が増えており、なかでも一人暮らし世帯が増加しています。また、認知症の高齢者も多く、デイサービスの利用率も高まっています。町では今年度、第9期の介護保険計画を策定しますが、以前から検討してまいりました新たな高齢者の生活支援事業として「在宅サービスと高齢者の住まい」の整備に取り組みます。ここでは、特に要望の多いショートステイおよびロングステイなど、自宅と施設を往來しながら町内で住み暮らしたい方への介護サービスを検討しています。

また、高齢者世帯になり、食事などの準備に支障のある高齢者が入居できる高齢者専用の住まいで、介護や食事の提供などのサービスが受けられる体制の整備に向けて、現在社会福祉協議会などと協議を進めておりますので、担い手の確保などの体制が整い次第、事業に着手する考えであります。

新型コロナウイルス ワクチン接種事業

新型コロナウイルス ワクチン接種事業は、今年度も公的負担にて5月下旬から6回目が始まりますが、これまで同様に国保病院にて接種を進めてまいります。また、小児・子ども・高齢者のワクチン接種についても従来同様に進めてまいります。

幼保連携型認定こども園

開園を2年間先延ばししたいとしました「公私連携幼保連携型認定こども園」の整備事業は、令和8年10月開園を目指し、現在事業内容の再検討を行っています。この施設には、こども園の他に子育て世代包括支援センターおよび学童保育施設も併設する計画でありましたが、既存施設の活用も含め再度検討調査を行っています。このため本定例会には、実施設計費に係る予算の提案は間に合いませんでしたが、今後、事業費と利便性の両方を考慮した提案を行いたいと考えています。

納税と収納対策

徴税につきましては、町政執行における歳入の根幹として、町民皆様のご理解をいただき全ての方が完納されるよう努力をしております。道税事務所の協力と収納対策委員会での情報共有により、収納率は向上しておりますので、今後も最大限の努力をしております。

自治会活動と行財政改革

さて、まちづくりの基本は健全財政と住民自治であります。本町においても、28自治会の自主的活動と町民からの建設的提言が重要であると考えますので、自治会連合会を中心に積極的な自治会活動に対し、町はこれまで同様に支援をしております。

また、先ほども葬儀のお話をしましたが、コロナ禍で自治会の繋がりが希薄になっていないか気になります。町としては、様々なイベントや行事を従前どおりに戻し、住民が参加し楽しめるような機会を作るよう努めてまいります。

火葬場の見直し検討

コロナ禍により私たちの生活に様々な影響が出ていることは冒頭から申し上げていますが、なかでも葬儀が大きく変わったように思います。町としては火葬場の使用が激減しており、今後この使用頻度がどの様に推移していくかによつては、炉の改修など火葬場の在り方を見直すことも検討しなければなりませんので、状況を見ながら議会や自治会連合会とも協議をしたいと考えています。

防災・消防施策

コロナ禍で中止してしまいましたが、町民参加の防災訓練については、今年度実施いたします。昨年12月の降雪被害、今年5月から多発しています地震等の様々な災害に備える訓練はとても大切な取り組みと考えますので、多くの皆様が参加していただける訓練となるよう準備を進めてまいります。

災害時に重要な役割を担う消防は、今年度から沙留派出所に職員1名を平日に限って固定配置するとともに、興部

支署勤務者は14名体制で救助と火災に対応いたします。また、消防団員の世代交代も進んでおり、消防職員においても大きな火災現場での経験が少ないことから、一層訓練の練度を高め有事に備えます。

ふるさと応援寄附金

令和4年度は、ふるさと応援寄附金の増加もあり、財政調整基金を取り崩さずに財政運営を行うことができました。しかしながら、今後は認定こども園をはじめ高齢者介護施設や住宅整備など取り組みなければならない事業が控えているため、基金の活用は不可欠であります。これは将来に向けての投資でもありますので、既存施設の利活用や財政的に有利な起債の借入などにより、健全な財政運営を図りながら、事業を展開してまいります。

なお、教育関係につきましては、この後に教育長より執行方針を申し上げさせていただきます。

以上、今期4年間で念頭に置き総体的な観点から町政執行に当たつての考え方を申し上げます。ありがとうございました。なお、今年度の

方針および事業内容などに関しては殆どが第1回定例会の予算審議において説明し承認されましたので、ここでの説明は省略をさせていただきますが、一般会計においては当初50億2,200万円の予算に対し、第2回臨時会では836万円を専決処分、488万円を追加し、本定例会に8,717万円を追加した51億2,241万円が今年度の本予算となります。なお、本定例会に政策的予算として計上いたしましたのは、低所得者世帯への経済対策である支援給付事業、新型コロナウイルス ワクチン接種事業、夏まつり事業への追加補助、スキー場リフトの改修とスノーモービルの更新事業、そして全世帯を対象とした町独自の経済対策として、水道基本料金の半年分を減免する補助事業などであり、これら事業を加えて今年度の本予算とするものであります。

今年度予算の執行をはじめ、今期4年間の町政運営にあたりましては、町民皆様は元より自治会や議員皆様と積極的かつ建設的な議論が必要と考えますので、皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。町政執行方針とさせていただきます。

教育行政執行方針



令和5年度教育行政の執行にあたり、ただ今、議長のお許しをいただきましたので、基本的な考え方と施策の概要についてご説明申し上げます。議員各位と町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

グローバル化が社会に多様性をもたらし、急速な情報化や技術革新による社会生活の質的な変化は、私たちの予測・想像をはるかに超えて加速しています。この予測困難で大きな変革の時代において、これからの教育行政においては、子どもたちには、自分の良さや可能性に気づき、自分らしさ・個性を発揮し、新たな価値を創造し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を育成することが求められています。また、町民の皆さん一人ひとりが生きがいを感じながら学び、互いに支え合い、その成果を町づくりに生かせるよう、社会状況に適応した生涯学習ができる環境・機会を提供することも求められています。

これらのことを踏まえ、令

和5年度の教育行政の執行にあたりましては、学校、家庭、地域が双方向に連携しながら、学校教育においては、ふるさと興部町に誇りを持ち、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育み、心身の健やかな成長を支える教育の充実を進めるとともに、誰もが生涯にわたって、学び、健康で豊かな生活をおくり、協働の精神で町づくりに参画する人を支援する社会教育の実現を目指し、教育行政に取り組んでまいります。以下、令和5年度の主要な施策について申し上げます。

学校教育

はじめに、学校教育についてです。

未来の担い手となる子どもたちの「生きる力」を育むことを理念とし、「社会に開かれた教育課程」の実現を学習指導要領では目指しています。子どもたちが豊かな人生を切り拓いていくために必要な資質や能力を身に付けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点に

基づく授業改善やICTの効果的な活用を図り、個別最適な学びや協働的な学びの充実に取り組んでまいります。

確かな学力を育む教育の充実

子どもたちの確かな学力を育むためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して問題を解決する思考力、判断力、表現力等の能力を身に付けることが求められています。

子どもたち一人ひとりの学力や学習状況を的確に把握し、学ぶ喜びや成長を実感できる指導方法を工夫し、授業改善を進めながら確かな学力の育成に努めてまいります。そのため施策について申し上げます。

はじめに、学習習慣の確立・学力向上と個別指導の充実についてです。学習習慣の確立については、学習内容や目安等をまとめた学年別の「家庭学習の手引き」の積極的な活用を促し、子どもたち自らが計画を立てて取り組む習慣の形成に努め、家庭と学校の連携による家庭学習時間



の確保などを行い、「学びに向かう」学習環境づくりを進めてまいります。また、興部高校生による学生ボランティアや公営塾「つなぐ」スタッフを活用し、長期休業中における学習継続へのサポートを実施してまいります。

学力向上の取り組みについては、全国学力・学習状況調査や標準学力検査等の結果分析により明らかになった成果や課題を踏まえ、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組んでまいります。

外国語教育の充実を図るため、教員に対し外国語教育研修への積極的な参加を促すとともに、中学校と連携し、英語担当教諭の乗り入れ授業、また、本年度も1名のALT（外国語指導助手）を小・中学校に派遣し、英語力の向上に努めてまいります。

また、GIGAスクール構想による1人1台の端末の活用により、デジタル上での様々なデータを活用することが可能となったことを踏まえ、より有効活用に資するため、専門的な知識を持つICT支援

員を配置するとともに、授業における活用の成果が共有・実践されるための校内研修会を開催してまいります。さらには、デジタル教科書、学習支援ソフト等の導入により授業や家庭学習での効果的な活用を図り、確かな学力の育成はもとより、プログラミング教育の充実を図ってまいります。

個別指導の充実では、複数の教員が役割を分担しながら授業を行うチームティーチングや個人差が生じやすい教科・領域などにおける少人数指導や課題別指導など、個に応じた指導方法を工夫し内容の習得に努めてまいります。

また、幼稚園等から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと継続した学びを確保するため、学校間・校種間で児童生徒が進学する際の連携体制をより一層緊密にする必要が生じています。小学校新1年生に対してのスタートカリキュラム、児童生徒一人ひとりのキャリア・パスポートを作成する取り組みを進め、各学校間・校種間で引き継ぎ、これらを活用し途切れることのない、つながる教

育を目指してまいります。

次に、郷土の歴史・文化・産業などを生かした教育の推進についてです。小学校3・4年生では、社会科副読本「おこっぺ」を副教材として活用し、また、中学校では、ふるさとの魅力を発信する活動を行うなど、子どもたちが自分の住む町・育つ町を理解して、郷土愛を育む「ふるさと学習」を進めるとともに、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業の体験学習や地元企業等からの講師派遣などにより、積極的な交流を図ってまいります。

次に、教職員の指導能力向上および働き方の改善についてです。校内研修の充実、学校外における各種研修会や講座等への参加を促進し、その成果を職場へ還元するとともに、町内において研究校を指定して、公開研究授業・研究協議を行い、教員の授業力向上を図ってまいります。

また、改定された「学校における働き方改革部町行動計画」に基づき、より実効性の高い働き方改革を進めてまいります。

は、地域の人材の確保など町内関係団体と意見交換を行い、指導者の確保についても周辺市町村と連携を図り、地域移行の実施に向け検討を進めてまいります。

豊かな心の育成

子どもたちが豊かな人間性を育むためには、命の尊さや他者を思いやる心、公正さを重んじる心、自分の生き方を肯定し、豊かな未来を想像する心などを育成することが重要となります。

そのための施策について申し上げます。

はじめに、道徳教育の充実についてです。「特別の教科道徳」における問題解決的・体験的学習を通し、解答が一つではない道徳的課題に誠実に向き合い、「考え、議論」する道徳を実践してまいります。また、学校での教育活動全体を通して、他者との関わりの中でよりよく生きる力の育成と、誰に対しても正義と公正さを重んじ、差別をすることや偏見をもつことなく公平な態度で接することのでき

る人格の形成を目指してまいります。

次に、生徒指導・支援の充実についてです。いじめの根絶に向けては、未然防止と早期発見・早期解消が大切であり、年2回実施している「いじめ実態調査」による実態把握と相談体制の確立および情報共有を進めるため、各校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づき、町、教育委員会、学校、保護者、地域、関係機関が一体となり、取り組みを進めてまいります。

また、スマートフォンやSNSの普及など情報化社会がもたらすいじめにも対応できるよう、対処方法や留意事項を保護者や子どもに発信し、被害の未然防止や問題行動の抑止に努めてまいります。

不登校や児童虐待については、家庭や関係機関との密な連携のもと、体調不良やその他の要因として考えられる小4ピハインドや中1ギャップ、ヤングケアラー等について理解を深め、児童生徒の抱える悩みにより添った支援と関係機関との迅速な連携・対応に努めてまいります。

活動の推進についてです。読書は、言葉を学び、表現力を高め、感性を磨き創造力を豊かにします。本年度導入する学校図書館システムにより、学校図書館における図書管理および利便性を高め、学ぶ心を育てる読書習慣の形成に努めてまいります。

健やかな身体の育成

子どもたちの健やかな身体を育成するためには、日常的に運動やスポーツに親しみ望ましい生活習慣を身に付けることが大切であり、生涯を通じて、健康な生活を送るための基盤づくりに努めてまいります。

そのための施策について申し上げます。

はじめに、子どもたちの体力向上の取り組みについてです。子どもたちの体力向上につきましても、「新体力テスト」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析を踏まえて、一人ひとりの体力向上と運動習慣の確立に向け継続的な取り組みを進めてまいります。

次に、安全の確保に関する教育の充実についてです。子どもたちの安全確保については、交通事故等についての安全教育および不審者から身を守るための指導と対策として、関係機関の協力の下、教職員・保護者・地域関係者による街頭指導や通学路の安全点検を行い、さらには、交通安全教室の開催や自転車マナーの指導などを継続し、交通安全などに対する意識を高めてまいります。防災教育については、防災に関する授業や火災・地震を想定した避難訓練等を実施し、児童生徒に高い防災意識を持たせるよう努めてまいります。

次に、健康の保持および食育の充実についてです。健康を保持・増進するためには、望ましい生活習慣・食習慣の定着が必要です。発達段階に応じた、心の健康や性・薬物に関する予防的な教育・学習機会を提供するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る指導を進め、家庭と連携して啓蒙・啓発に努めてまいります。また、子どもたちの歯と口腔の健康づくりの一環として、む

し歯予防対策の一つであるフッ化物洗口を継続して実施してまいります。

学校給食につきましては、安全安心でおいしい給食を引き続き提供するとともに、よき魅力ある給食づくりのため、給食担当者会議等により子どもたちの給食に対するニーズを把握し、より一層、工夫・改善に努めてまいります。食物アレルギーを持つ児童生徒への対応やフードロス削減に向けた仕組みづくりと献立の工夫などについても配慮してまいります。給食費については、保護者負担の軽減を図る観点から、物価高騰による値上げ相当分については、町で全額を負担することとし、実質的に負担増とならないよう対応してまいります。

特別支援教育の推進

特別支援教育においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育の充実を図りながら、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に必要な力を養うため、

一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導および必要な支援に努めてまいります。

そのための施策について申し上げます。

はじめに、個々のニーズに対応する支援の充実です。特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、個々のニーズに応じた指導計画・指導法に基づく取り組みを推進してまいります。また、増加傾向にある困り感を抱える児童生徒に対しても、特別支援教育支援員を配置するなど、指導体制の工夫・充実に努めてまいります。

次に、関係機関の連携による支援体制の充実についてです。小中学校・保育所・幼稚園、町や教育委員会等の関係機関で構成する「特別支援教育連携協議会」を軸に、子どもたちの就学前から学齢期における切れ目のない支援を進めるとともに、各学校においては、校内委員会やコーディネーターを中心に、特別支援教育に対する共通理解・共通認識のもと、学校ぐるみでそ

の指導体制の充実を図ってまいります。

信頼に応える学校づくりの推進について

信頼される学校づくりについては、学校と家庭・地域が教育目標を共有し、協働した活動を通して課題に対応していくとともに、地域との人的交流・資源の活用を通して開かれた学校づくりを進めてまいります。

そのための施策について申し上げます。

はじめに、学校と家庭・地域の連携・協働の推進についてです。

学習指導要領の理念である「地域社会に開かれた教育課程」を基に、信頼される学校づくりを進めるには、学校と家庭・地域が教育の目標を共有し、協働して課題への取り組みを進めることが重要となります。そのため、教育活動および学校運営の改善につながる学校自己評価、子どもたちや保護者向けアンケートなどの取り組みを充実させ、子どもたち、保護者、地域等の意見が反映される学校づくり



を推進してまいります。また、学校を核として地域連携に取り組み「興部町学校運営協議会」の活動を社会教育とも連携し充実を図るとともに、学校に対する理解が深まり、幅広く住民の方が参画できるよう、気軽に誰もが学校を訪問し見学できるオープンスクールの日を設け、町広報紙を活用した教育活動の周知や、学校だよりを公民館ロビーに掲示し、地域住民に学校の情報を提供するなど、地域の声を活かした学校経営を進めてまいります。

次に、教職員の資質・能力の向上についてです。学校運営を改善し学校教育の充実を進めるためには、教職員が、様々な今日の教育課題に迅速かつ的確に対応できる資質・能力を身につけ、専門的知識の習得や実践的指導力向上を図る必要があります。自主的に参加する研修に対する予算の措置、道教委や網走地方教育研修センター等が行う各種研修会への積極的参加を促してまいります。また、学校運営における優れた人材を育成していくため、管理職のリーダーシップのもと、学校が一

つのチームとなった包括的な学校改善を推進するとともに、初任者への丁寧な指導や若手教職員の継続的な指導により、将来のスクーリングリーダーを育成してまいります。

次に、学校教育環境の整備・充実についてです。子どもたちの安全を守り安心して学べる環境づくりを進めるため、学校施設等の適正な維持管理に努めてまいります。校舎等の経年劣化による修繕やGIGAスクール構想によるICT環境、防災環境の整備等、緊急性の高いものからできる限り速やかに対応してまいります。新型コロナウイルス感染症対策については、さらなる感染拡大に適切に対応できるよう、適宜、必要に応じた防止対策を講じてまいります。

興部高等学校への支援策について

本町の人づくりや地域の活性化、教育の中心として重要である興部高等学校への支援策について申し上げます。

興部高等学校は、昭和28年に興部町が招聘し、北海道立

興部高等学校として多くの優秀な人材を輩出してまいりました。教育の中心としてはもとより、町づくりや地域コミュニティの場として、さらには、若者の賑わいとしても、地域において非常に大切な役割を担っています。町としては、少子化による中学卒業生の減少が今後も続くなか生徒確保にむけて、入学準備金・通学費・部活動支援、大学進学者への入学支援金、ダブルサポート補助など、様々な支援策を継続して実施してまいります。

興部高等学校としても、進学生として選択されるよう、魅力ある高校づくりとして、小規模校のもつ、学校と生徒が密接につながる教育環境の提供、生徒一人ひとりの個性に応じた教育など、特色を生かす教育を進めています。さらには地域との連携でも、小・中学校との交流授業や町観光協会との連携による地方創生に基づいた商品開発授業など、教育環境の充実を図っているところであり、加えて令和4年度から、興部高等学校内に町が運営する公営塾を開設しており、高校在校生の

進路実現へのサポート、大学などへの進学塾、地域との探究学習、放課後時間の有効活用、興部中学校生徒への学習サポートなどの連携を公営塾が中心となり実施し、地域における高校の存在価値・魅力を高めてまいります。

しかしながら、このような中、令和2年度から入学者数20名以下が続き、地域連携校として再編整備を留保されていましたが、令和5年度の入学者が10名以下の7名となりました。令和6年度の入学者数によっては、「これからの高校づくりに関する指針」に基づき再編整備の対象となり、募集停止となることも想定されています。

町としては、継続する支援策とともに、町内中学卒業生の興部高等学校への入学者数が減少している要因等について、中学生および保護者、興部高等学校在校生への聞き取り調査等を実施し、その調査結果を踏まえ、今後の施策へ反映させていくとともに、より一層の中高連携を進めるため、教員間や生徒間の交流を図ってまいります。また、幅広い住民の方々よりご意見を

いただき、現在の興部高等学校を取り巻く状況を知っていただくため、「興部高等学校の将来について考える連携協議会」を開催してまいります。さらには、興部高等学校の進める新たな取り組みを支援するとともに、「これからの高校づくりに関する指針」に基づく対応についても、北海道教育局と協議してまいります。



社会教育

次に、社会教育についてであります。

町民の皆さんが、心豊かで充実した生活ができるようお願い、生涯学習の基本理念である「だれもが・いつでも・どこでも」学び続けられる、一人ひとりの主体的な学びを支える環境を提供してまいります。また、社会教育は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、多様な人々が相互に理解し合うことのできる社会の実現に、重要な役割を果たすものとされており、地域の連帯や活力あるコミュニティを形成し豊かな暮らしを未来につなぐ基盤づくりを目標としてまいります。

そのための施策について申し上げます。

家庭、幼児教育の推進について

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な

人から子育てを学んだり助ける機会が減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。

子育てに関して様々な悩みを抱えている家庭も多くあり、また、幼児期は、基本的な生活習慣や、意欲・態度など生涯に渡る人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、小学校教育とも連携しながら、保護者に対し交流や学習の場を提供し、幼児教育学級開設事業をはじめ、育児サークルへの支援を軸とした子育て支援を引き続き実施し、子育てを見守り支援する環境づくりに努めてまいります。

青少年の健全育成の推進について

青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、特に高度情報化社会の急激な進展は、利便性を享受できる反面、青少年が人や自然との触れ合いの中で社会性を培うことを難しくし、さらには、規範意識の希薄化、自己抑制力やコミュニケーション能力の低下を招くとされています。

未来を担う青少年の主体的な学習活動を支援し、幅広い体験学習や社会活動を通して、助け合う心、創造性や協調性、自ら行動する力を身に付け、心身の健全な育成と自己有用感を醸成するため、地域資源などを活用した「わんぱく村」をはじめ、「おもしろ体験教室」などの自然・社会体験等の学習活動を継続して開催してまいります。

また、興部地区では、民間の「学童保育事業」に支援を行い、沙留地区では、町直営の「放課後子ども教室」を運営し、放課後における児童の安全で安心な居場所および学習の機会を確保するとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。

生涯学習の推進について

町民の皆さんが、豊かな人生を送ることができるよう学びきっかけづくりを支援するとともに、生涯にわたり人となりがり、楽しく学び、その学びの成果が発揮できる機会として、また、町内には、外国からの労働者の方も多くい

ることから、その交流の場として、引き続き、成人大学講座、各種講演会などを実施してまいります。

長寿社会にふさわしい学習機会を提供し、高齢者の方々の生きがいづくりと社会活動に参加し健康で楽しい生活ができることを目指し、長寿大学を開設するとともに、講話、実習、クラブ活動をはじめ、他市町村との交流や子どもたちとふれあう事業等を通して、人生経験、職業経験などで自ら学んだ知恵や知識を地域社会に還元できる機会を提供してまいります。

また、町民の方々の自主的な学びを喚起するため、新たに「やる気スイッチ後押し事業」を創設し、町民の方々が自ら企画・立案した学習会や講演会に対し支援してまいります。

芸術・文化活動の推進について

芸術文化は、心豊かで潤いのある生活を地域にもたらし、感動や生きる喜びと活力をもたらしてくれます。また、町の歴史や伝わる文化に

触れる、知ることは、自ら生まれ育つふるさとへの理解と誇りを育むこととなります。

町民の方々が、様々な優れた芸術文化に触れ、多様な創作活動や、展示・発表の機会が得られるよう、文化連盟などの各関係団体と連携し、地域ぐるみの総合文化祭や町民チャリティー演芸会などを開催するとともに、公民館ロビーを展示の場として提供してまいります。子どもたちに対しては、「子ども劇場」などにより芸術文化に触れる機会を提供し、次世代を担う子どもたちの豊かな感性や個性を育むとともに、芸術文化を理解し、大切にすることを養うことに努めてまいります。

文化財等の保護、記録・保存については、興部町歴史的遺産である「米田御殿」の恒久的な保存・維持管理について、調査結果に基づき、順次、必要な修繕を進めてまいります。施設の町における歴史的意義を後世に伝えていくため、年2回の定期開放を行うとともに、成人大学講座や小・中学校の総合学習、高校における地域探究授業などでも随時開放して周知を進めて

まいります。

興部・沙留公民館については、学習活動の拠点、各種団体の発表の場、生活課題の解決や家庭教育の支援、さらには、情報交換・提供や相談・助言、交流の場など、地域コミュニティ活動の中核として「つどう・まなぶ・むすぶ」を実現していくため、活用を促進してまいります。

図書館の充実について

図書館は、町民の皆さんが知りたい情報を得たり、学びに役立ち、気軽に活字文化に親しむことができる場所であり、地域の情報や学習活動の拠点として、生涯学習を進める上でも大きな役割を果たしています。そのため、図書や各種資料・文献等を随時更新し、整備・充実を進めるとともに、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

子どもたちが読書をする楽しみ、喜びを実感できるように、家庭・地域・学校と連携し、子どもたちの読書活動を充実させるための学校巡回文庫、町内の児童生徒を対象と

した読書感想文コンクールを学校と連携を図り実施するとともに、母親に対する子育て支援として、親子で絵本に触れる機会を提供する「ブックスタート」の取り組みも進めてまいります。

また、図書館内事業として、絵本作家による講演会・講座、体験学習、工作教室や絵本の読み聞かせ、図書館まつり、古本市などのイベント事業を開催し、親しまれる図書館づくりに努めてまいります。新成人となり新たな門出を迎えられた皆さんには、図書館から推奨する本を紹介・贈呈し、本を読み、親しみ、さらには図書館を利用する機会を提供してまいります。

生涯スポーツの振興について

スポーツ活動は、爽快感、達成感、連帯感などの精神的な充足と体力向上や生活習慣病の予防など、心身ともに健康で充実した生活を送り、活力ある地域社会の形成に大きな役割を担っています。

町民の皆さんが、生涯にわたってスポーツに取り組み、

各年代や関心・興味、要望に応じた運動やスポーツをする機会を提供してまいります。

幼児期においては、ちびっこスキー教室や水泳教室、親子運動教室（体軸体操）などを実施し、運動に慣れ親しみを、体を動かすことの楽しさを広げてまいります。少年期においては、スポーツへの関心や体力向上への取り組みとして、子ども運動広場事業や放課後子供教室でのスポーツ体験事業や要望が多くあったヒップホップダンス教室などを実施してまいります。

成年・高齢期の人々がスポーツに親しむことは、個人の楽しみや健康増進・体力づくりにとどまらず、職場や地域の活性化をはじめ、スポーツに親しむ子どもたちの増加にも繋がります。それぞれのライフステージやニーズに応じたスポーツ・運動事業を実施してまいります。また、大人の運動広場として、スポーツ推進委員が中心となり、誰でも参加できる種目を中心に、日頃の運動不足解消や交流の場として実施いたします。年代に関わらず参加でき、自然や親子のふれあいを目的とした「歩いて爽快の集

い」や「森林浴ツアー」などの継続事業を実施するとともに、各年代のニーズに基づいた新規事業を企画・立案し、日常生活の中で体を動かすことの楽しさを広げてまいります。

気軽に楽しむことのできる運動の普及や少年期からのスポーツ人口の拡大、さらには、スポーツをする機会を多くの方に提供するため、スポーツ協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員の方々と連携を図り、様々なニーズに応えるスポーツ活動の普及を進めてまいります。さらには、スポーツ団体などの競技レベルの向上や費用の負担軽減を図るため、各種スポーツ団体等が全道・全国大会に出場する際の、選手等の派遣に関する費用補助を行ってまいります。

結びに

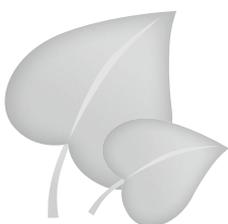
以上、令和5年度の教育行政の執行に当たって、基本的な考え方や主な施策について申し上げます。

社会変化が加速度的に進む

中、本町においても、人口減少や少子高齢化が進んでおり、町の魅力や活力を創り出し、郷土への愛着や誇りを持ちながら持続可能な地域を支える人材の育成が求められております。

その課題解決に向け、次代を担う子どもたちを学校と地域が連携して育むとともに、町民一人ひとりが生き生きと学び続ける環境づくりを通じ、心豊かに輝くまちづくり、人づくりに資する教育行政を全力で進めてまいります。

町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和5年度教育行政執行方針といたします。



校転入職員紹介

高等学校に転入しました
紹介します

沙留小学校



【教諭】
笠原 修司 (かさはら しゅうじ)
【前任校】 紋別市立南丘小学校
【趣味・特技】 車を運転すること

【町民の皆さんに一言】 子どもたちと一緒にいろいろと楽しくすごしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。



【教諭】
松里 知美 (まつさと ともみ)
【前任校】 北見市立南小学校
【趣味・特技】 音楽を聴くこと

【町民の皆さんに一言】 子どもたちと一緒に、精一杯頑張ります。どうぞよろしくお願いします。



【事務職員】
酒井 三恵 (さかい みえ)
【前任校】 新規採用
【趣味・特技】 読書

【町民の皆さんに一言】 この度、4月から事務職員として沙留小学校に赴任しました。町内に叔父が住んでいます。一日も早く仕事を覚えられるように頑張りたいと思います。



【教諭】
亀谷 文香 (かめたに あやか)
【前任校】 網走市立第五中学校
【趣味・特技】 マンホールカード集め

【町民の皆さんに一言】 興部に来て牛乳が好きになりました！中学生と共に成長し、高めあうことのできる教師になります。よろしくお願いします。



【教諭】
三森 裕太 (みつもり ゆうた)
【前任校】 新規採用
【趣味・特技】 運動・ドライブ

【町民の皆さんに一言】 初めてのことでわからないこともありますが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いします。



【校長】
新熊 研二 (しんくま けんじ)
【前任校】 北見市立北小学校
【趣味・特技】 スキー・野球・ゴルフ

【町民の皆さんに一言】 興部町は初めての勤務となりますが、明るく元気な子どもたちに、オホーツクブルーの海とおいしいホタテや牛乳をいただいて、元気をもらってます。本町教育のために精いっぱい努めます。どうぞよろしくお願いします。



【教諭】
茂木 亜紀 (もぎ あき)
【前任校】 湧別町立中湧別小学校
【趣味・特技】 野球観戦

【町民の皆さんに一言】 以前も沙留小学校に勤務し、今回で2回目になります。楽しい思い出がいっぱいの沙留でまた過ごせることを嬉しく思っています。よろしくお願いします。



【教諭】
中塚 彰平 (なかつか しょうへい)
【前任校】 北見市立美山小学校
【趣味・特技】 カラオケ

【町民の皆さんに一言】 子どもたちのために努力し、共に成長していきたいと考えています。よろしくお願いします。



【支援員】
本田 れい子 (ほんだ れいこ)
【前任校】 新規採用
【趣味・特技】 温泉、ミシン掛け

【町民の皆さんに一言】 子どもたちからパワーをもらい、充電しながらの毎日ですが、少しでも力になれたらと思います。



【教諭】 **植野 朋華** (うえの ともか)
【前任校】 北見市立端野中学校
【趣味・特技】 保健室で植物を育てることで、今は「カモミール」「ひまわり」「バジル」「ワイルドストロベリー」の4種類を育てています！（生徒と成長を喜べるので嬉しいです。）時間があるときは、おかし作りもします。

【町民の皆さんに一言】 素直で元気な子どもたちに日々癒しとやる気もらっています！子どもたちの心と体を微力ながら支え、笑顔を増やしていけるよう頑張ります。これからよろしくお願いします。

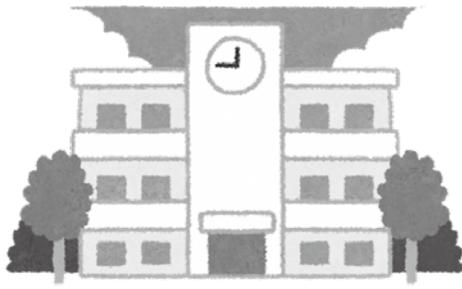


【事務職員】
津田 得夢 (つだ えるむ)
【前任校】 佐呂間町立佐呂間小学校
【趣味・特技】 ドライブ

【町民の皆さんに一言】 興部中学校のために精一杯頑張ります。よろしくお願いします。

興部中学校





令和5年度 町内学

町内の小学校・中学校・
学校職員を

興部小学校



【校長】
神谷 博之 (かみたに ひろゆき)

【前任校】 湧別町立芭露学園
【趣味・特技】 ランニング

【町民の皆さんに一言】 興部町での勤務は初めてですので、毎日が新鮮で仕事もプライベートも満喫しています。ご迷惑をおかけすることも多々あることと思いますが、よろしくをお願いします。



【教諭】
横山 幹樹 (よこやま もとぎ)

【前任校】 北海道立青少年体験活動支援施設ネイバル北見
【趣味・特技】 ソロキャンプ、釣り、登山

【町民の皆さんに一言】 常呂町にあるネイバル北見という施設から転勤してきました。その前は、遠軽町の白滝小学校に勤務していました。3年ぶりに学校現場に戻ってきました。いろいろと教えていただくことが多いと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。



【教諭】
作田 音々 (さくた ねね)

【前任校】 遠軽町立東小学校
【趣味・特技】 動画鑑賞、漫画

【町民の皆さんに一言】 明るく元気な興部小の子どもたちと一緒に、楽しく過ごしています！まだまだ未熟ものですが、これからもよろしくをお願いします。



【事務職員】
室賀 壱基 (むろが かずき)

【前任校】 北見市立中央小学校
【趣味・特技】 映画鑑賞、食べること

【町民の皆さんに一言】 美味しい食べ物や豊かな自然に囲まれて楽しくお仕事をさせてもらっています。精一杯がんばりますのでよろしくをお願いします！



【教諭】
高田 力 (たかだ ちから)

【前任校】 網走市立東小学校
【趣味・特技】 野外活動(登山、キャンプ、DIY、畑づくりなど)

【町民の皆さんに一言】 年齢は 50半ばになりましたが、気持ちや体力はまだ子ども達には、負けません。また、図体や態度はでかいですが、気持ちはブーさんのように優しい男です。興小と子ども達のために一生懸命頑張ります。よろしくをお願いします。



【教諭】
伊藤 成希 (いとう せいき)

【前任校】 遠軽町立生田原小学校
【趣味・特技】 スポーツ観戦

【町民の皆さんに一言】 元気な子どもたちに囲まれながら、楽しい毎日を送っています。子どもたちの成長を精一杯サポートしていきますので、どうぞよろしくお願いたします。



【教諭】
酒寄 奈緒子 (さかより なおこ)

【前任校】 新規採用
【趣味・特技】 体を動かすこと、サッカー観戦

【町民の皆さんに一言】 元気な子どもたちに負けたくない、全力で頑張ります！よろしくお願いたします。



【支援員】
吉野 智子 (よしの ともこ)

【前任校】 沙留小学校
【趣味・特技】 お菓子作り

【町民の皆さんに一言】 皆さんと楽しくすごしたいと思えます。よろしくをお願いします。

興部高等学校



【教諭】
山崎 大輔 (やまざき だいすけ)

【前任校】 北見商科高等専修学校
【趣味・特技】 ソロキャンプ

【町民の皆さんに一言】 色々な所でキャンプをして自然を満喫したいです。



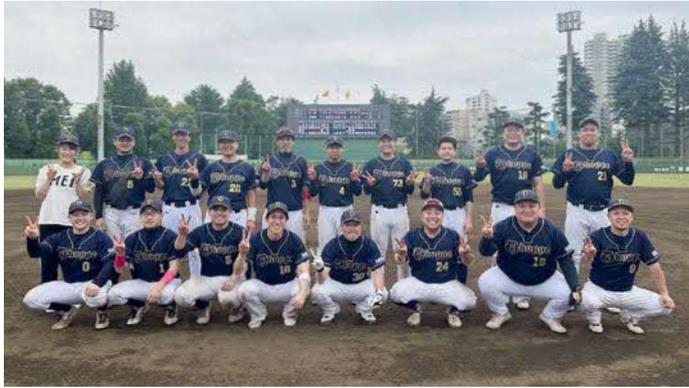
【教諭】
工藤 寛之 (くどう ひろゆき)

【前任校】 函館大学付属柏陵高等学校
【趣味・特技】 音楽・ゲーム・ソフトクリームの食べ比べ

【町民の皆さんに一言】 牛乳好きの私にとって興部町は天国です。音楽教師として頑張りますので、どうぞよろしくお願いたします！

OKOPPE ベースボールクラブ 全国大会ベスト 8 !!

第 45 回東日本軟式野球大会（1 部）が 6 月 3 日から 3 日間、東京都で開催されました。OKOPPE ベースボールクラブはシードとなり 2 回戦からの出場となりました。



悪天候により全日程が 1 日順延となるアクシデントや道内で経験したことのない気候の中での試合でしたが、2 回戦で神奈川県代表の厚木市役所と対戦し接戦の末、2 対 1 で勝利しました。続く準々決勝では山形県代表の RBC と対戦しましたが、慣れない気候の中での試合で疲れも見え、11 対 5 で敗れ、惜しくもベスト 4 進出とはなりませんでした。

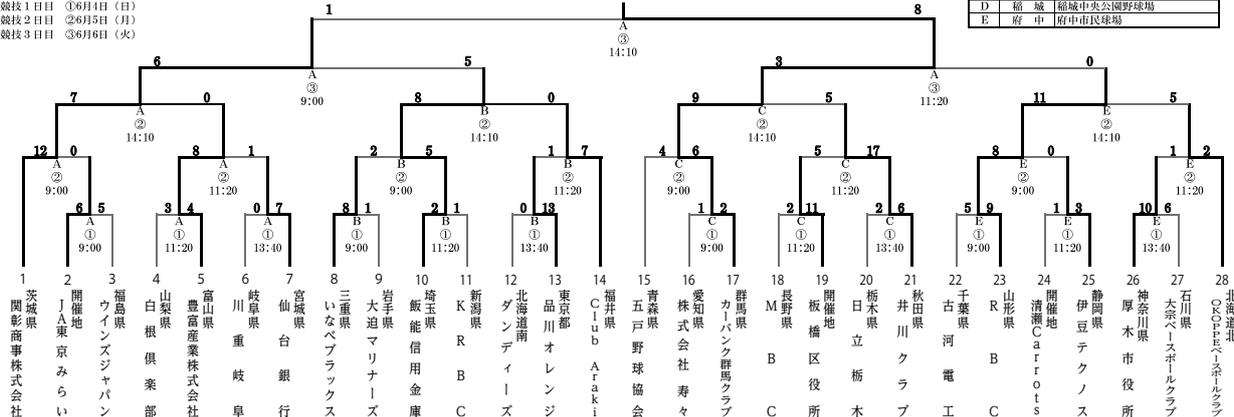
本大会出場にあたり、町民のみさんから多くのご支援をいただき、選手一同心から感謝しています。これからも応援よろしくお祈りします！

令和 5 年 6 月 4 日（日）～ 6 月 6 日（火） 3 日間
開 始 式 ① 6 月 3 日（土） 8:30 スリーホンドスタジアム八王子
競技 1 日目 ① 6 月 4 日（日）
競技 2 日目 ② 6 月 5 日（月）
競技 3 日目 ③ 6 月 6 日（火）

第 45 回東日本軟式野球大会（1 部）

優勝 群馬県代表 カーバンク群馬クラブ

A	八王子	スリーホンドスタジアム八王子
B	昭島	S&D 昭島スタジアム
C	小野路	小野路 GION ベースボールパーク
D	稲城	稲城中央公園野球場
E	府中	府中市民球場



町税納期のお知らせ

今月は、固定資産税 2 期（納期限 7 月 31 日）と
国民健康保険税 1 期（納期限 7 月 31 日）の納期です。

※国民健康保険税の納付書は、7 月中旬に送付予定です。

- 町税を納期限内に納入できない事情のある方は、税務財政課税務係に相談ください。
- 納期限を過ぎても町税が納入されないときは、地方税法に基づき督促状を送付します。
※督促状送付後 14 日間程度、納付または連絡のない場合は、納税の誠意なきものとして、国税徴収法および地方税法に基づき、財産調査のうえ、差し押さえる場合があります。
- 固定資産の異動、特に家屋の新築や取り壊しがあった場合や軽自動車に異動があった場合は速やかに届出をしてください。※町税に関する問合せは、税務財政課税務係へ（Tel 82 - 2550）
- 国民健康保険への加入、脱退の異動手続は、2 週間以内に行ってください。
※国保手続に関するお問合せは、介護支援課保険医療係へ（Tel 82 - 4140）



期日までに納付又
地方税法に基づき、差

町税納付催告書 (最後通告)

町税の未納は ありませんか？



町税を滞納されている方に対し、滞納処分を強化しています

町税等を滞納している方で、「納税誓約書を提出していない」または「納税誓約
が不履行」の方に対し、滞納処分を行います。
滞納処分とは、財産（給与・預貯金・生命保険・不動産など）調査を行ったう
えで、財産を差し押さえ、強制的に町税等を徴収する方法です。
町税等を滞納している方は、速やかに納税誓約書を提出してください。



【財産の差し押え】

- 預貯金の差し押え・・・金融機関に預貯金の調査を行ったうえで差し押えを行います。
差し押えにより、引き出しや自動振替ができなくなることがあります。
- 給与の差し押え・・・勤務先に給与の支払い状況などを調査した上で差し押えを行い、雇用主から
徴収します。
- 生命保険等の差し押え・・・保険会社に生命保険の加入状況などを調査した上で差し押えを行い、保険会
社から徴収します。※そのほか動産・不動産の差押えを行うこともあります。

令和4年度実績

●給与調査 3人	うち給与差し押え 2人 81,515円	●国税還付金差し押さえ 3人 1,313,112円
●預金調査 52人	うち預貯金差し押え 3人 213,091円	●生命保険調査 1人
	(預金調査～11金融機関・219件調査)	

オホーツク総合振興局への住民税（道町民税）の徴取引継ぎを実施しています！

本町では、滞納されている方に対して個別に接触し、早期の徴収に努めていますが、納税誓約書の提出のない方
については、地方税法の規定に基づき、北海道と協議の上、「徴取引継ぎ」を行い、北海道による滞納処分が行わ
れます。（住民税以外の町税も滞納している方は、併せて町の滞納処分を行います。）

住民税の北海道への
徴取引継ぎとは？
(地方税法第48条適用)

1. 町から滞納している方に対して事前に「徴取引継ぎ予告書」を送付します。
2. 予告書の指定期日までに何の連絡もなく、放置された場合は、自主的な納税がないと
判断し、北海道と協議の上、「徴取引継ぎ」を行い、北海道による徴収が行われます。
3. 滞納が続く場合は、財産の差し押え等の滞納処分が行われる場合があります。

国民健康保険税を『滞納』していると

滞納処分のほか、通常の保険証（被保険者証）の代わりに短期被保険者証が発行されます。
1年以上滞納を放置し続けた場合、被保険者であることを証明するだけの資格者証を交付する形となり、この場
合、医療機関窓口で支払う医療費が全額自己負担になります。（後日、申請により自己負担分を除く金額をお返し
することになりますが、滞納が続いている場合、お返しするお金を税金に充当する場合があります。）

納付が困難な場合は必ずご相談ください。

病気や事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や生活の困窮などにより、納期限内に税金を納めることがで
きなくなった場合は、そのまま放置せず、すぐに納税相談をしてください。特別な事情があると認められる場合は、
分割納付等状況に合わせた納税方法を配慮いたします。

◆お問い合わせ先 税務財政課税務係 82-2550





町長回誌

No.236

町長日誌の第236号です。町長が日頃町民の皆さんと話し合ったことや色々な出来事を町長自ら書いたものです。町民皆さんのご意見・ご要望・ご感想をお待ちしています。

6月20日 (火曜日) AM10:00

今朝は気温が6度と冷え込みました。東京に出張すると湿度90%、気温は28度と梅雨に入っていることから黙っていても汗が噴き出す始末です。「こんなところによく住んでいただけますね?」と失礼を省みず省庁の方に聞くと「馴れば今日は涼しい方ですよ!」と返されます。確かにあまり汗をかいている人は見当たりません。電車の中で扇子を使っているのは私一人でした。心の中で「痩せよう!」と思いつつも「私は北海道仕様だから?」と言い訳を考えてしまう今日この頃です。

ホタテ漁は本操業に入り、一番牧草の収穫作業も本番となっています。輸出が好調なホタテですが福島原発事故処理水(アルプス水)の放水が一番のお客様である中国にどのような影響を与えるのか心配されています。牧草は降雪量が少なく、雪解けが早く、雨も少なかったことから干ばつ気味のため収量が少ない予想です。

5月29日 (月曜日)

北海道の高規格道路や一般道等の整備や維持補修の予算を要望する組織として「北海道道路整備促進協会」の総会があり会長就任が決まりました。前会長が退任したことによるもので、今後道庁建設部・開発局そして国土交通省道路局への要望活動が増えると思います。紋別までの高規格道の早期完成にも微力ながら努力したいと考えています。

6月7日 (水曜日)

農林水産省のバイオマス政策課の室長さんら4名が北興バイオガスプラントの視察にられました。本当は課長さんが来られる予定でしたが国会が大詰めのため来ることが叶わず室長となりました。室長も4月に替わられたばかりとのことでしたがプラントの状況や大阪大学との共同研究などについて意見交換をさせて頂きました。本町は、生ごみと下水道汚泥全量をバイオガスプラントで処理して肥料化し草地に還元しています。現在国では農水省と国交省で下水道汚泥を肥料としての活用を進めていますが、本町では早くから行っています。しかし、この取り組みは国内では未だ珍しいことなのです。また、公営住宅を中心に生ごみ処理用ディスポーザーが300台導入されていますがこれも日本一の普及率とのこと。ゴミ処理は町民皆様の取り組みのお陰です。これからも皆で循環活用できる町づくりを進めましょう。

6月4日に行われた中学校の運動会は寒く小雨がちらつく天候ではありましたが徐々に生徒たちを応援できる嬉しさ、楽しさに寒さも忘れて声援を送らせていただきました。

翌週11日は興部小と沙留小の運動会でした。徒競走で一生懸命走る新一年生の姿、そして久しぶりに見せて頂いた沙留小全校児童による「よさこい」は圧巻でした。子供たち、先生方そして応援されていた皆さんお疲れさまでした!

では、また。



お便りをいただく場合は、適当な便箋等を封筒など(使い古しのもので構いません)に入れ、封をして、役場窓口か、お知り合いの町職員にお渡し願います。町長のみ開封とし、お返事をさせていただきます。不明な点は、総務課総務係まで。TEL 82・2131です。



道路を花で飾ろう！

5月25日から3日間にかけて、道路を花で飾ろうと、栄橋や東1号通りなどの道路脇の花壇に、二種類の花の植栽（マリーゴールドとサルビア）が地域の方々のボランティアにより行われました。

興部小学校からは、5・6年生が参加し、役場職員から説明を受けた後、真剣な表情で花の苗を植え、これから花が綺麗に咲くことを楽しみにしていました。

● 花植えに参加していただいた皆さん ●

- ・興部小学校
- ・緑ヶ丘自治会
- ・栄町自治会
- ・旭町自治会
- ・泉町自治会
- ・興部警察署
- ・役場職員互助会



興部消防団連合消防演習

5月28日、アニュー・ジョイパークにおいて住民の防火意識の高揚と消防団員自らの消防技術の向上を図るため、興部消防団の連合消防演習が4年ぶりに行われました。

連合演習には興部・沙留・宇津の3分団からそれぞれ団長以下42名の団員と車両7台が集まり、分団ごとにポンプ車操法を行った後、中央公民館駐車場に移動し、模擬火災訓練を実施。その後、興部消防会館前より3分団と消防車による分列行進が行われました。

模擬火災訓練では、サイレンの音と共に消防車が次々に到着し、団員達は本番さながらの機敏な動きで消火作業を行い、日頃の訓練の成果を披露しました。



興部町ふるさとPR特別大使任命式・町長講和！

6月7日、興部中学校において興部中学校3年生を対象に「興部町ふるさとPR特別大使任命式・町長講和」が行われました。

任命式では碓町長より任命書が手渡され、受け取った浜田ゆきのさんより「町に来てみたくなるようにPRを頑張ります」と決意表明されました。

任命式終了後、町長講和が行われ、興部町の歴史や過去に起きた出来事の話を変えながら、目標や夢に向かって少しでもいいので努力してほしいと話していました。



興部町地域人権啓発活動活性化事業開会式開催

6月16日（金曜日）、はまなす幼稚園において、興部町・紋別地域人権啓発活動ネットワーク協議会等の主催による、令和5年度地域人権啓発活動活性化事業の開会式が、園児・関係者75名が参加して行われました。

この事業は、地域に密着した人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を目的として、年間を通して様々な活動を展開するものです。

開会式のあと、啓発活動の一つ目として、はまなす幼稚園の園児による「人権の花」の花植えが行われ、園児ひとりひとりが心をこめてプランターに植えました。「人権の花運動」

は、花を育てることで、子どもたちの情操をより豊かにすることを目的に実施され、この日植えられた「人権の花」は、町内の保育所や小・中学校、きらりに届けられ大切に育てられています。

興部町では、今年度人権啓発活動として、町内各小・中学校への「人権文庫」の設置、夏まつりの会場で、人権をテーマとした配布物を渡す予定です。人権は、一人ひとりが人間らしく生きるための権利です。今一度、考えてみましょう！あなたの人権、私の人権。



宇津で植樹祭！

沙留漁業協同組合主催による植樹祭「第25回豊かな緑と海を育む森づくり事業」が宇津の町有地において行われました。

4年ぶりに開催された植樹祭は、共催に興部町AD連合会、参加者は漁業・農業・林業関係者のほか、はまなす幼稚園・興部中学校1年生の生徒や工事関係者等が加わり合計202名の方が参加。この日は、用意されたシラカバ700本・クリーンラーチ500本の合計1,200本の苗が植樹されました。

この植樹活動は、ホタテやマス・サケなどの栽培漁業の振興方策として、オホーツク海に注ぐ水をきれいにするため、山と海を結ぶ河川周辺の森づくりを進めようとしており、累計18,000本が植樹されています。





興部町立興部中学校

本校の教育目標

「主体的に学び、心豊かに、
たくましく生きる生徒の育成」

令和5年度重点目標

「友と学び、共に成長する」

校長 上野 弘一

【学級数】 5学級

【生徒数】 87名

1年 30名

2年 27名

3年 30名

【教職員数】 15名

【教育活動・今年度の取り組みから】

「入学式」



30名の新生を迎え令和5年度が始まりました。



「運動会」

天気が心配されましたが生徒の熱気に包まれ、無事に開催できました。

「中体連壮行会」

いよいよ今年度の中体連が始まります。



これまでの練習の
すべてを出しきり
戦います！



応援よろしく
お願いします！

月	主な行事
4	始業式・入学式 新入生歓迎会 参観日・PTA総会 生徒総会 教育相談 全国学力学習状況調査
5	来校面談
6	運動会 中体連地区大会 前期中間テスト 学力テスト（3年）
7	オープンスクール 水泳授業 海浜清掃 学習サポート 吹奏楽部定期演奏会 中体連支部予選・地区大会 終業式
8	始業式 前期期末テスト 修学旅行（3年）8/29～9/1 宿泊研修（2年）8/28～8/29 体験学習（1年）8/30
9	学力テスト（3年） 生徒会役員選挙
10	学力テスト（3年） 教育相談 興中祭 職場体験（2年） 牛乳の里マラソン大会
11	学力テスト 参観日 後期中間テスト 三者面談（3年）
12	空手授業 終業式 学習サポート
1	始業式 学習サポート スキー授業 学年末テスト（3年）
2	スキー授業 参観日 学年末テスト（1・2年） 学力テスト 公立高校推薦入試 私立・高専一般入試
3	卒業生を送る会 公立高校一般入試 卒業証書授与式 修了式

興部町スポーツ推進委員の紹介と役割

(敬省略)



田中純子 (H19～)
(委員長)



坂井 進 (H21～)
(副委員長)



橋本 恵 (H3～)



鈴木秀典 (H23～)



村上博昭 (H23～)



服部真紀 (H23～)



岩田由貴 (R3～)



小川卓也 (R5～)



岡崎拓也 (R5～)



加賀琴江 (R5～)

町のスポーツ推進委員が下記のとおり選任されましたので、お知らせいたします。

興部町教育委員会では、町民に対し、スポーツの楽しさを伝え、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境をつくるため、下記の方をスポーツ推進委員として委嘱し、スポーツの推進に努めていただくとともに、各スポーツ事業への協力もお願いしています。



【役 割】

スポーツ推進委員は、町のスポーツ推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員です。

(スポーツ基本法 第32条)

【職 務】

- (1)住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2)住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3)学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4)スポーツ団体、その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5)住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6)体育・スポーツ施設の事業計画及び運営に関すること。
- (7)前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

【任 期】

2年(令和5年6月1日～令和7年5月31日)

興部高校 第68回 輝興祭 令和5年7月8日(土曜日)～9日(日曜日)

7月8日(土曜日) 仮装パフォーマンス

- 12:00 仮装行列
学校を出発して道の駅アニューまで歩きます。
- 13:00 ダンスパフォーマンス
(道の駅アニュー)
- 14:10 ダンスパフォーマンス
(きらり)

7月9日(日曜日) 一般公開

- 11:00～13:00 模擬店・バザー
- 13:20～14:30 クラス発表・全校合唱
- 14:50～17:10 芸能発表
※茶道部による一般公開向けお茶会
14:50～15:40(限定40人、無料)
- 19:30～19:45 後夜祭・花火
※高校グラウンドから花火が上がります。
保護者以外は校内に入ることができませんが、お楽しみください。

仮装行列では、沿道からの声援をお待ちしています！
道の駅アニューでのダンスパフォーマンスをご覧ください！

今年は校舎前駐車場で、クラス模擬店を実施します。
PTAと興部町観光協会さんも出店します。
ラーメン、焼きそば、フランクフルト、各種ドリンク等を予定。
11:00～17:10まで一般公開しております。
多数の町民の皆様のご来場をお待ちしております。

令和5年度

**重度心身障がい者医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業
子ども医療費助成事業 受給者証更新について**

現在お持ちの受給者証の有効期限は令和5年7月31日となっており、更新時には、「前年の所得に基づく所得制限」等の審査をした後、受給資格のある方に新しい受給者証を郵送します。下記に該当されている方で、まだ受給者証をお持ちでない方は、初回のみ申請が必要です。

※申請に必要な物～印鑑・健康保険証・1月1日以降に転入された方のみ前年の所得が確認できる所得課税証明書（所得額・所得控除額・扶養人数・課税内容の記載のあるもの）

**<重度心身障がい者医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業および
子ども医療費助成対象者>.....**

	証受給者の色	対象となる方	自己負担額		1カ月の自己負担上限額
			町民税非課税世帯	町民税課税世帯	
重度心身障がい者医療給付事業	緑色	●1級、2級または3級の身体障害者手帳をお持ちの方 ●療育手帳または1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	初診時一部負担金 ・医科 580円 ・歯科 510円 ・柔道整復 270円	1割負担 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもは初診時一部負担金)	通院 18,000円 (個人) 入院 57,600円 (世帯)
ひとり親家庭等医療給付事業	黄色	●ひとり親家庭の18歳未満の子を扶養されている母または父とその子 (18歳に達する年度の末日の翌日から20歳に達する月の末日までの子を扶養されている母または父とその子)	初診時一部負担金 ・医科 580円 ・歯科 510円 ・柔道整復 270円		
子ども医療費助成事業	オレンジ色	●興部町に住所のある高校卒業年度までのお子さん (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	初診時一部負担金 ・医科 580円 ・歯科 510円 ・柔道整復 270円		

<受給者証の使用方法>.....

- 道内の保険医療機関等で使用できますので健康保険証と一緒に提示してください。
- 薬の容器代、紙おむつ、文書料などや保険外診療、入院時の食事にかかる費用の自己負担分は、助成の対象となりません。また、高額療養費や家族附加給付金など健康保険組合等から支給された場合は、ご連絡ください。
- 次に該当する場合は、「きらり」介護支援課保険医療係まで申請が必要です。
 - ・受給者証を提示しなかった場合。
 - ・道外の受診で助成が受けられなかった場合。
 (申請に必要なもの～保険医療機関等で支払った領収書・印鑑・受給者証・振込み先の通帳)

<日本スポーツ振興センター保険の支給に該当する場合>.....

学校等の管理下での負傷または疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、重度心身障がい者医療給付事業およびひとり親家庭等医療給付事業、子ども医療費助成事業の対象となりません。

保険医療機関等では、受給者証を使わず、医療費の自己負担額（小学校就学前児は2割、小学校1年生以上は3割）をお支払いしていただき、学校等を通して災害共済給付金を請求してください。

◆申請およびお問い合わせ先
 福祉保健総合センター「きらり」 介護支援課 保険医療係 TEL 82-4140

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和5年度の保険料のお支払いと
保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■7月に保険料額をお知らせします■

令和5年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの保険料】 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和4年中の所得-最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切捨)
---	---	--	---	---

- 1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和5年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

- ※ 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(51,892円→25,946円)
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、介護支援課保険医療係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。



◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)
 ただし、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。
 「納付書」または「口座振替」にてお納めください。
 ※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は
 口座名義人に適用されます。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方 (年金額が年額 18 万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※ご注意※
 国民健康保険料(税)の口座振替は自動継続されません。
 再度、興部町役場介護支援課保険医療係へ申し出を行ってください。

■保険証が新しくなります (橙色→黄色)

現在、ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和 5 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。7 月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和 6 年 7 月 31 日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、介護支援課保険医療係までお申し出ください。

新しい保険証は 黄色 です



■減額認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証)

限度証 (限度額適用認定証) も新しくなります (水色→黄緑色)

現在、ご使用の水色の減額認定証および限度証の有効期限が、令和 5 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は 7 月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8 月 1 日からは黄緑色の減額認定証および限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、介護支援課保険医療係へ申請してください。
 ※有効期間は 1 年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が 0 円の方 ※公的年金控除は 80 万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から 10 万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方



◆限度証の交付対象…次の 3 区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が 690 万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が 380 万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない 3 割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証および減額証は 黄緑色 です



お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	福祉保健総合センター「きらり」
	〒060-0062	介護支援課 保険医療係
	札幌市中央区南 2 条西 14 丁目国保会館 6 階	Tel 82-4140
	Tel 011-290-5601	

令和 5 年度から 国民健康保険税の税率が変わります！

1. 国民健康保険の仕組みと財政運営の広域化

国民健康保険（国保）は、病気やけがをした際に安心して医療機関にかかることができるよう、加入者の皆さんの国民健康保険税と国などの公費により成り立っている医療保障制度です。

急速な少子高齢化に伴う超高齢化社会の到来により加入者の年齢構成が高いことや疾病構造の変化などに伴う医療費のさらなる増加が見込まれる中、平成 30 年 4 月より北海道が町とともに保険者となり、財政運営の責任主体となって国保事業の健全化に向け中心的な役割を担うことを柱とする国保制度が運営されております。

2. 国民健康保険税の改定

北海道は加入者負担の公平化を図るため、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる「統一保険料」を概ね令和 12 年度を目途に目指しており、賦課方式については資産割を令和 8 年度までに廃止し、所得割・平等割・均等割の 3 方式に統一することになりました。

このため、興部町においても将来的な「統一保険料」の方針を受け、北海道が算定した市町村標準保険料率（所得割・平等割・均等割の 3 方式）に向けて急激な増加の負担を緩和するため、令和 3 年度から令和 8 年度の 6 年間で段階的に税率を見直すことにしました。

令和 5 年度からの税率は下記の通りとなります。

国保財政の安定運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	課税限度額
改正前税率 (令和 4 年度)	医療給付費分	7.17%	26.66%	30,000 円	35,000 円	650,000 円
	後期高齢者支援分	1.71%	7.03%	8,200 円	7,800 円	200,000 円
	介護納付金分	1.00%	3.60%	6,300 円	4,800 円	170,000 円



		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	課税限度額
改正後税率 (令和 5 年度)	医療給付費分	7.70%	19.99%	30,000 円	35,000 円	650,000 円
	後期高齢者支援分	1.98%	5.27%	8,400 円	8,400 円	220,000 円
	介護納付金分	1.25%	2.70%	7,000 円	5,400 円	170,000 円

改正前との差						
改正前との差	医療給付費分	+ 0.53%	- 6.67%	+ 0 円	0 円	-
	後期高齢者支援分	+ 0.27%	- 1.76%	+ 200 円	+ 600 円	+ 20,000 円
	介護納付金分	+ 0.25%	- 0.90%	+ 700 円	+ 600 円	-

国保税の引き上げを抑制するには、医療費を減少させることが効果的です。

国保加入者の皆さんが健康的な生活を送ることはもちろん、町が行う特定健診・人間ドック・各種がん検診の受診は、疾病の早期発見・早期治療につながり、医療費増加の抑制に貢献しますので、積極的な受診をお願いします。

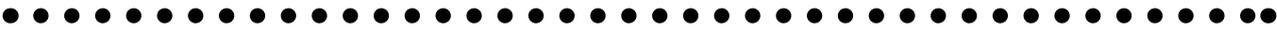
また、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使用すると皆さんの窓口支払いを含めた医療費負担を軽くできます。



相談センター「ふくろう」より
**仕事・生活・困りごと
 無料出張相談**

北海道では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活上の困難に直面している方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、自立支援に関する相談業務を「相談センターふくろう」に委託し、定期的に相談会を行っています。「ふくろう」では仕事・お金・生活・病気などでお困りの方や、どこに相談して良いかわからないなどの困りごとに対して、どうしたら良いか一緒に考えていきます。相談は無料で秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。また、ご利用の際にはご予約ください。

◎日時 7月12日(水曜日)
 10:00～15:00
 ◎場所 福祉保健総合センター「きらり」
 ◎申込先 オホーツク相談センター
 ふくろう
 Tel 0157・25・3110



国民健康保険税の軽減判定所得基準額について

令和4年度

軽減割合	前年の所得が次の金額以下の世帯
	令和4年度
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + (28.5万円 × 被保険者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + (52万円 × 被保険者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)



令和5年度

軽減割合	前年の所得が次の金額以下の世帯
	令和5年度
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + (29万円 × 被保険者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + (53.5万円 × 被保険者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※被保険者数には、特定同一世帯所属者数も含まれます。



お問い合わせ先

【国民健康保険税に関すること】
 税務財政課 税務係
 TEL 0158-82-2550

【国民健康保険 資格・医療費の給付に関すること】
 興部町福祉保健総合センター「きらり」
 介護支援課 保険医療係
 TEL 0158-82-4140

夏休み子ども企画の
お知らせ

- 題名
裁判所ってどんなところ？
みんなで体験！
- 日時
7月25日（火曜日）
午前9時15分から
午後0時5分まで
- 場所
紋別市潮見町1-5-48
旭川地方・家庭裁判所紋別支部
- 募集人員
小学校5年生および6年生
の児童 20人
事前申込制。先着順。
定員に達し次第、締め切り
ます。
- 内容（予定）
(1) 模擬裁判、模擬評議
(2) 法廷見学
(3) クイズ大会
(4) 裁判官への質問タイム
- 申込み・問合せ先
旭川地方・家庭裁判所紋別
支部庶務課
Tel 0158・23・2856
- その他
参加無料です。
皆様の御参加をお待ちして
おります。

「介護従事者助成事業」制度拡充の お知らせ

令和5年4月より、「介護従事者養成事業」の助成内容を拡充し、介護職員の資格取得やスキルアップのための経費を負担している介護事業所等に対し、研修や資格試験にかかる費用の一部を助成する「介護従事者助成事業」を実施しています。

※太字部分は改正箇所

対象となる研修

- ・ 介護職員初任者研修過程
- ・ 生活支援従事者研修過程
- ・ 実務者研修過程
- ・ 介護福祉士試験
- ・ 介護支援専門員実務研修受講試験
- ・ 介護支援専門員実務研修
- ・ その他（介護職員等として勤務するために必要な研修および資格）



対象者

- 下記①～③の全てに該当する介護職員等を雇用している介護サービス事業者。
- ① 町内に住んでいる、若しくは町内の介護事業所等に努めている（勤めることが決定している）。
 - ② 町税等を滞納していない。
 - ③ 研修終了（資格取得）後、町内の介護サービス事業所等に介護職員若しくは介護支援専門員として2年以上勤務。

助成の範囲

対象となる研修等にかかる経費（受講料、教材費、受験費用、交通費）の1/2。
 ※最大20万円まで。補講料、追加試験料、宿泊費は除く。
 ※助成後2年以内に対象者が退職等した場合、助成金の返還を求める場合があります。

申請に必要なもの

- ・ 資格者証、受講修了証明書または受講修了を証明する書類の写し
- ・ 受講料等の支払いを証する書類の写し
- ・ 確約書（就業証明書）
- ・ 他制度の助成を受けた場合は、助成金の額が確認できる書類の写し

申請・問い合わせ先

『きらり』介護支援課 介護相談係 TEL 82-4155

くわしくは
コチラ



北海道運輸局北見運輸支局
TEL 0157・24・7633

自動車は、生活に欠かせない移動手段であり娯楽の道具としても使用されます。様々な部品等が販売されており、手軽に取付け等ができる状況にあります。①不適切な灯火器の取付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け、③タイヤやホイールの車体外へのはみ出し、④基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。皆様もどのような改造が不正改造になるのかについて理解を深めていただき、不正改造は絶対に行わないようにしましょう。

国土交通省からのお知らせ
不正改造は犯罪です！

「地域防災対策の現状調査に係る住民向けアンケート」へのご協力をお願い

地震防災対策では減災目標の達成を目指し、地域の特性に応じて対策が進められているところです。

この度、内閣府では、今後の防災対策に向けて、皆様の声を反映させるため、避難意識等に関する調査を実施します。一人でも多くの方にご回答いただきたく、ぜひご意見をお聞かせください。お忙しい中、大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

回答期間：令和5年7月1日（土曜日）～ 令和5年8月31日（木曜日）

回答の際、以下の点にご注意ください。

- ・回答は1人1回限りとなります。
- ・回答の途中で、回答状況を保存することはできません。
- ・選択式の設問は該当する選択肢をチェックしてください。また、記述式の回答は可能な限り具体的にご回答ください
- ・お答えいただいた内容は、個人が特定できないよう取りまとめた後、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。

入力フォームアドレス：<https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>

●お問い合わせ ～ 内閣府政策統括室（防災担当）付参事官
（防災対策担当）付 大竹、吉田 TEL 03-3501-6996



一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

【届出の対象となる面積】（興部町の場合）

- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

【届出者】 土地の権利取得者（買主等）

【届出期限】 契約締結日から2週間以内 ※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

【提出書類】 各3部

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした図面
- ・委任状（代理人が届出する場合）

【罰 則】 届出をしないと法律で罰せられることがあります。

【届出・問合せ先】 まちづくり推進課企画調整係 TEL 82-2132（内線322）

※提出様式や制度の詳細はホームページをご覧ください。

相続登記の義務化始まる

～旭川地方法務局からのお知らせ～

公共事業、復興事業などの土地利用を阻害する所有者不明土地の問題は、相続登記がされないことが大きな原因となっています。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることとなりました。

これにより、不動産を所有する方が亡くなられた場合、その相続人は、所有権の取得を知った日から3年以内（遺産分割協議の場合は、話し合いがまとまった日から3年以内）に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。これは、すでに発生している相続も対象となり、令和6年4月1日から3年以内に相続登記が必要となりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先 旭川地方法務局登記部門 TEL 0166-38-1146（直通）
 ※受付時間平日の午前8時30分から午後5時15分まで
 （年末年始・祝日を除く）

手続の詳細 法務省ホームページ
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html



不動産登記イメージキャラクター
「トウキツネ」

第73回 社会を明るくする運動



“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

《強化月間》

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とします。

《行動目標》

- ①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その人たちの立ち直りを支えること

《重点事項》

- ①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
- ②犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
- ③保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- ④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- ⑤犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

《組織》

この運動の実施と推進にあたるため、紋別地区保護司会興部支部では次のような取組みを行います。

- ◇社明旗設置 役場庁舎、沙留公民館 7月中
- ◇社明啓発 各小学校、中学校、高校、各事業所訪問 7月中



「北海道障害者職業能力開発校」
令和5年度10月生募集

「北海道障害者職業能力開発校」では、令和5年度10月生を募集します。

- 対象者
身体障がい、精神障がい、発達障がいのある方
 - 訓練科目 建築デザイン科
 - 願書受付期間
7月24日（月曜日）～
8月22日（火曜日）まで
 - 選考試験日
9月5日（火曜日）
 - 選考場所
北海道障害者職業能力開発校
砂川市焼山六十番地
 - 試験内容
数学、国語、面接
 - 問合せ先
最寄りのハローワークまたは左記までお問い合わせください。
- 北海道障害者職業能力開発校
Tel 0125・52・2774
FAX 0125・52・9177

海上保安学校 学生採用試験

- 【受付期間】 インターネット：7月18日（火曜日）～7月27日（木曜日）
- 【試験課程】 船舶運航システム課程（航海・機関・主計コース）・航空課程・情報システム課程・管制課程・海洋科学課程
- 【試験日程】 第一次試験 : 9月24日（日曜日）
第一次試験合格発表：10月11日（水曜日）
第二次試験 : 10月17日（火曜日）～10月26日（木曜日）の指定する日
最終合格発表 : 11月21日（火曜日） ※航空課程のみ令和6年1月18日（木曜日）
- 【受験資格】 令和5年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者および令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者等
- 【採用(入学)】 令和6年4月
- 【採用されると】 海上保安学校（京都府舞鶴市）に入学し、1年間（情報システム課程・管制課程は2年間）で、海上保安業務に必要な知識および技能を学びます。
入学と同時に国家公務員として採用され、給与（月額約15万円）やボーナス（年2回）が支給されるほか、国土交通省共済組合員として各種福利厚生（給付）などが受けられます。また、入学金や授業料が不要です。

◆なお、新型コロナウイルス感染症の影響により日程が変更される場合がありますので、詳細につきましては、海上保安庁HPのご確認、または紋別海上保安部までお問い合わせください。

【採用情報サイトのアドレスおよびQRコード】
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/admission/>



【お問い合わせ】 紋別海上保安部管理課（TEL：0158-23-0118）

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円

『サマージャンボ宝くじ』と『サマージャンボミニ』が7月4日(火曜日)から全国で2種類同時に発売されます

サマージャンボ宝くじ	1等	2等	3等	前後賞各	組違い賞各	2等	3等	総本数	発売総額
	5億円×	5万円×	1万円×	24本	2,376本	2,400本	240,000本	24ユニット	720億円
	1億円×	5万円×	1万円×	48本	2,376本	2,400本	240,000本	24ユニット	720億円
サマージャンボミニ	2,000万円×	100万円×	3,000円×	28本	56本	4,900本	700,000本	7ユニット	210億円
	500万円×	100万円×	3,000円×	56本	56本	4,900本	700,000本	7ユニット	210億円
	500万円×	100万円×	3,000円×	56本	56本	4,900本	700,000本	7ユニット	210億円

○この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。○発売期間は7月4日（火曜日）から8月4日（金曜日）まで。
○抽せん日は8月18日（金曜日）○支払開始日は8月23日（水曜日）○昨年のサマージャンボ宝くじ（第931回全国自治宝くじ）およびサマージャンボミニ（第932回全国自治宝くじ）の時効（8月21日（月曜日））が迫っておりますのでお忘れなく。
○サマージャンボは、PCやスマホからもネットで購入できます！

警察署からのお知らせ

ほくてん

北海道電力のふりをした偽メールに注意!

偽物のメール例

北海道電力利用料金のご請求です【重要】
 下記内容をご確認の上、至急お支払いください。
 支払期日を過ぎると、サービスの提供を【停止】いたします。
 未払い金額 20,000 円 (税込)
 支払い期日 令和〇年〇月〇日 (延長不可)

支払いの詳細リンク



① リンクを開いた先は、本物そっくりの偽サイト!

② 支払い方法の選択

③ 電子マネー番号の入力

対策

身に覚えがないメールやSMSのリンクは開かない!
 電子マネーで支払いを要求する場合は要注意!
 迷った場合は警察相談電話 #9110に連絡!

実在企業の偽メールが流行中! 御注意ください!



興部町商工会より

カム 6月分の 買夢バック賞 抽選結果のお知らせ

(興部町商工会共通商品券 5,000円分×10本) の当選番号は・・・

No.6、No.67、No.97、No.107、No.127、No.158、No.201、No.248、No.291、No.329です。

※当選された方は抽選券半券をご持参の上、商工会にお立ち寄りください。
 次回(7月分)も抽選を行いますので、この機会に商品券をご利用ください。

◎興部町商工会 興部町旭町 (地域産業振興センター内) TEL 82-2217

国民年金

初めて年金制度に加入される場合は、

「基礎年金番号通知書」が発行されます

基礎年金番号は、お客様の年金加入記録を管理するための鍵となる番号です。

日本年金機構では、原則、1人のお客様の年金加入記録を1つの基礎年金番号で管理しています。

【「基礎年金番号通知書」により基礎年金番号をお知らせします】

令和4年4月以降、被保険者資格の取得手続きをとり、初めて年金制度に加入する方には、これまでの年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が発行されます。

※すでに年金手帳をお持ちの方には「基礎年金番号通知書」は発行されませんので、引き続き年金手帳を保管してください。

手帳等の移り変わり



茶色の年金手帳

昭和35年10月から昭和49年10月までに国民年金の被保険者資格の取得手続きを行った方に発行しています。

オレンジ色の年金手帳

昭和49年11月から平成8年12月までに被保険者資格の取得手続きを行った方に発行しています。

青色の年金手帳

平成9年1月から令和4年3月までに被保険者資格の取得手続きを行った方に発行しています。

平成9年1月から平成21年12月までに発行されたものは、発行者の部分が「社会保険庁」となっており、平成22年1月以降に発行されたものは、発行者の部分が「日本年金機構」となっています。

基礎年金番号通知書

年金手帳から基礎年金番号通知書への切替に伴い、令和4年4月以降、初めて被保険者資格の取得手続きを行った方に発行されます。



手帳をなくしてしまったら

令和4年3月31日で年金手帳が廃止されたため、令和4年4月1日より基礎年金番号通知書の発行を行います。手帳はそのままお使いいただけますので注意してください。

- 【お問合せ】 ねんきん加入者ダイヤル (Tel 0570-003-004)
 北見年金事務所 国民年金課 (Tel 0157-25-8703) ※ナビダイヤル 2-2
 興部町役場 住民課 戸籍年金係 (Tel 82-2164)

★国民年金保険料は納付期限までに納めましょう★

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、また便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方(注1)の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

(注1) 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

8月の年金事務 相談所の開設日程

- 日 時 8月2日(水曜日) 13:00 ~ 17:00
3日(木曜日) 9:00 ~ 14:30
- 場 所 紋別市民会館(紋別市潮見町1丁目)

※お客様の相談時間を十分確保するため、完全予約制となります。相談予約は電話により相談開設日の1ヶ月前から受付します。電話予約受付番号 0157-25-8703 ナビダイヤル 1-2 (北見年金事務所 お客様相談室)

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

7月の行事

- 2日(日曜日) 興部保育所運動会
- 7日(金曜日) さるる海水浴場海浜清掃
- 8日(土曜日)～ 興部高等学校学校祭
- 9日(日曜日)
- 9日(日曜日) はまなす幼稚園運動会
- 12日(水曜日) 海上安全祈願祭
戦没者追悼式
- 16日(日曜日) 第34回さるる海浜まつり
- 23日(日曜日) 沙留保育所運動会

お悔やみ申し上げます

死亡者氏名	年齢	住所
山田 儀道	72	幸 町
和嶋 恭子	87	沙留元町
佐藤 秀一	82	本 町
鼻田 昌江	90	泉 町
中澤トシ子	79	沙留旭町

◆町内に住所があり、町外に届出書(出生届・婚姻届・死亡届)を提出した方で、慶弔欄に掲載希望をされる方は、下記までご連絡ください。

◎役場住民課 広報統計係
TEL 82-2164まで

固定資産に関するお知らせ

家屋の新增築(住宅・車庫・物置・倉庫・牛舎等含む)や取り壊し、所有者変更があった場合、課税誤り等の発生を防ぐため必ず税務財政課税務係へご連絡頂きますようご協力お願い致します。

税務財政課税務係 連絡先(Tel 82-2550)



●人のうごき

5月末現在

人口	3,591	(前月比) (+ 3)	(前年比) (- 44)
男	1,773	(+ 10)	(- 8)
女	1,818	(- 7)	(- 36)
世帯数	1,818	(+ 13)	(+ 14)

ご寄附のお礼

- ▷幸町 山田まり子さんより亡夫(故山田儀道さん)の香典返しを廃して
幸町自治会へ
社会福祉協議会へ
- ▷新泉町 鈴木厚志さんより亡父(故鈴木辰治さん)の香典返しを廃して
新泉町自治会へ
社会福祉協議会へ
- ▷札幌市 和嶋和彦さんより亡母(故和嶋恭子さん)の香典返しを廃して
沙留元町自治会へ
社会福祉協議会へ
- ▷泉町 鼻田和男さんより亡母(故鼻田昌江さん)の香典返しを廃して
泉町自治会へ
社会福祉協議会へ
- ▷紋別市 中澤雅行さんより亡母(故中澤トシ子さん)の香典返しを廃して
沙留旭町自治会へ
社会福祉協議会へ
- ▷旭川市 穴田賢治さんより亡母(故穴田春子さん)が生前にお世話になったため
興部町へ
- ▷本町 西川昭彦さんより町にお世話になったため
興部町へ
- ▷ふるさと応援寄附として
5月は3,470名の方から応援いただきました。
ご寄附ありがとうございました。

